

知的障害者グループホームにおける世話人の実態と認識

—横浜市と徳島県の事例から—

三浦麻矢

目次

- I はじめに
- II 対象地域、対象者の設定
- III 職務に対する世話人の認識と実態調査
 - 1. 調査目的
 - 2. 調査枠組み
 - 3. 調査方法
 - 4. 調査対象
 - 5. 結果と考察
- IV おわりに

I はじめに

国家レベルで知的障害者への生活支援が始められたのは 1947 年、児童福祉法に精神薄弱児施設が位置づけられたことによる。これ以降、我が国の知的障害者福祉施策は、入所施設¹⁾の整備、拡充を目標に展開し、量的サービスの点では一定の成果を遂げていた。

しかし、1981 年の国際障害者年を契機として、障害者を施設という枠に閉じ込めず、障害を持つ者も、持たない者も共に地域の中で暮らすことがノーマルな社会であるというノーマライゼーション理念²⁾の浸透が見られるようになり、施設福祉から地域福祉への転換の重要性が打ち出されるようになった。1989 年、国はノーマライゼーション理念の具現化及び地域福祉の 1 つの担い手として精神薄弱者地域生活援助事業（グループホーム）を制度化した。

グループホームは、「地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の知的障害者が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態であって、同居あるいは、近隣に居住している専任の世話人により日常生活援助が行われるもの」³⁾

と定義された。そこには、入居者の日常生活における指導や訓練は最小限にし管理性を排除すること、グループホームは知的障害者の終の棲家ではなく、入居者が選択する生活拠点の 1 形態であるということ、身辺的な自立が完全にできていなくても、援助を受けながら主体的に生活していくこと等が基本的な性格として挙げられ、入居者は既存の入所施設同様に 365 日、24 時間体制で必要とする援助を受けながら生活を営む住宅として位置づけられた。

グループホームにおいて、入居者の生活をサポートするスタッフは世話人と呼称される。世話人は、知的障害者の地域生活について理解し、健康で継続してグループホームの業務が可能なる事が要件とされ、特に資格、性別、年齢は問われていない。世話人は、表 1 に示されている通り、入居者へのサービス、運営主体との関係における業務、地域との関係、その他の業務を、専任を中心とした数名の世話人で分担し遂行している。

このように、世話人は家事援助、身体介助、事務処理等、知的障害者援護施設に勤務する直接援助職員に比べ、職務内容が広範囲に及んでいること、ホームにおける世話人の人数が少ないために、独りの世話人に課せられている責任が重いこと、グループホームは乏しい助成金で運営されているため、世話人の雇用人数、給与、福利厚生面において他の福祉職に比べ整備されているとは言えず、世話人の定着性を低める要因となっている。世話人の定着性の問題はグループホーム先進国であるアメリカにおいても同様な報告⁴⁾がなされている。

グループホームを中心とする地域生活支

表1 世話人の業務内容

入居者へのサービス	食事提供	栄養管理、買い物、食事準備(原則として朝食・夕食、必要に応じて弁当作り)、食堂・台所・食器等の管理、献立記録。		
	金銭出納に関する援助	入居者負担金(家賃)の入居者からの徴収、入居者負担金(食費・高熱水費・共通日用雑費等)の徴収・管理、支払い金銭出納帳の個人別チェック又は必要最小限の代行。		
	健康管理	服薬・通院・受診等の助言・同伴、規則正しい生活・清潔・衛生面についての助言、朝・夕の健康状態のチェック。		
	日常生活場面における相談・助言	職場・交友関係・実家との関係・個人生活・社会生活に関する相談・必要な助言。		
	その他	住所変更にはじまる行政機関・その他の手続き等の同伴や代行、必要に応じて職場訪問、余暇活動への助言等、入居者が円滑に日常生活を営むために必要な世話。		
運営主体との関係における業務	報告	最低月1回グループホームにおける会計状況、週1回以上入居者の生活状況・健康状況等の報告。		
		入居者負担金(家賃)の納付事務。		
		緊急時(事故・病気・家出等)の相談、処理困難な問題の相談、その他何かあれば即時に必要な連絡・報告。		
地域との関係		自治会・町内会との交流、地域住民の理解の促進(摩擦の解消等)。		
その他の業務		諸記録(生活記録・金銭出納・業務記録・健康記録・入居者異動状況記録等)、その他の必要な世話。		

援が叫ばれる中、入居者の主要な援助者である世話人の定着性が低いという問題は、地域で自立した生活を志願する入居者にとって、安定した生活基盤を揺らぐ重篤な問題に繋がる。筆者は、知的障害者の生活基盤の安定や、QOL の向上が図られない限り、施設福祉から地域福祉への転換は促進されにくいと考える。

そこで本稿は、知的障害者の地域生活支援を行っていく上でキーパーソンとなりえる世話人に焦点を当て、職務に対する世話人の認識及び世話人が置かれている労働環境を明らかにすることを目的とした。

Ⅱ 対象地域、対象者の設定

知的障害者の地域生活支援を先進的に展開している地域である横浜市、徳島県 M 町を対象地域に選択した。

(1) 横浜市

横浜市内のグループホームに勤務する専任の世話人・オブザーバーを対象とした。横浜市内を調査地域として設定した理由は以下のようなものである。

- ①横浜市は国に先駆け、1985 年地域独自にグループホームを制度化し展開してきた先駆的地域である。
- ②1989 年に制定された国のグループホーム制度においては、知的障害者のみを対象としているのに対し、横浜市では障害種別を限定せず、身体障害を有する者もその対象となりうる。
- ③障害程度に関わらず地域生活が送れるよう、重度障害者に対して 1993 年度より市独自に重度加算制度を設け地域生活を推進している。
- ④国のグループホーム制度においては社会福祉法人や地方公共団体等が運営主体となることを規定しているが、横浜市の場合入居者の家族や入居者、世話人、地域住民、障害者団体の代表等で組織された運営委員会

(任意団体)による運営を認めた独自の制度を作っている。運営委員会方式によるグループホームを A 型グループホーム、社会福祉法人等によって運営されているホームを B 型グループホームと呼称している。

- ⑤バックアップ施設のない A 型グループホームが中心となり、世話人同士、入居者同士が情報交換、相談、話し合いの場を持つ事を目的としてグループホーム連絡会を組織し、月 1 回の定例会や年数回のレクリエーションを開催し、互いに交流を深める機会を設けている。

- ⑥グループホームに対する運営費の補助金額が、1998 年 4 月現在⁵⁾において、940 万 8400 円と全国で最高額を助成しており、市を挙げてグループホーム事業の推進に力を注いでいる。

(2) 徳島県 M 町

徳島県 M 町にある社会福祉法人 A、W 通勤寮のバックアップ対象である 10 ヶ所のグループホームに勤務する世話人 12 名(全員)を対象とした。

当ホームを調査対象として設定した理由は以下のようなものである。

- ①W 通勤寮は、知的障害者の就労、生活全般をサポートし、地域に根ざした援助を展開している。地方自治体独自の補助制度がなく、国から支出される限られた助成金の中で運営しているにもかかわらず、質の高い精力的な援助が評価されており、我が国の先駆的グループホームとして注目されている。
- ②当ホームの入居者の中にはグループホームを通過施設と位置づけ、独り暮らしや結婚等により独立していった者が多数存在する。これは、バックアップ施設である W 通勤寮が知的障害者生活支援事業⁶⁾の適用を受けているため、グループホームを退居しても、必要な援助を受けながら生活を営める

基盤が整備されているからである。

- ③1999年4月現在⁷⁾、徳島県内に設置されているグループホーム27ヶ所の内、約半数が社会福祉法人Aによって運営されており、知的障害者の地域生活支援に力を注いでいる団体といえる。
- ④セクシュアリティ講座、料理教室、ワークショップ「わたしとあなた」、ソフトボールチーム、当事者活動「ともの会」、老人保健施設への車椅子磨きのボランティア等、社会的活動の場が豊富に用意され、地域の人々との触れ合いを大切に、地域参画福祉を实践している点などに特徴があるため、調査地として徳島県を選択し、その中でも、当ホームを調査対象に設定した。

III 職務に対する世話人の認識と実態調査

1. 調査目的

知的障害者の地域生活支援を先進的に展開している地域の世話人に焦点をあて、生活支援の実態及び労働状況、職務に対する認識を明らかにすることを目的とした。

2. 調査枠組み

世話人の属性、生活支援の実態及び労働状況、職務に対する認識を明らかにすることを目的とし、表2に示される調査枠組みを設定した。

3. 調査方法

1999年3月～7月にかけて、表3に示される聞き書き調査及び質問紙調査を実施した。

4. 調査対象

横浜市、徳島県M町のグループホームに勤務する世話人を調査対象とした。聞き書き調査の対象は表4に示されている通りである。

5. 結果と考察

以下の結果と考察に関しては、調査枠組

みに沿って質問紙調査と聞き書き調査の両方を用いて記述した。

(1) 勤務するグループホームの運営状況

①運営主体

横浜市の運営主体は、運営委員会によるもの13ホーム、社会福祉法人によるもの4ホームに大別されるのに対し、徳島県は10ホーム全てが、社会福祉法人による運営であると回答している。

グループホームの制度は、1981年に制度化された国による制度の他、地方自治体独自の制度⁸⁾がある。徳島県のように、地方自治体独自の制度がない地域は、国制度の運営主体要件である、地方公共団体及び、財団法人、社団法人、社会福祉法人のいずれかをクリアーしなくてはならない。

一方、横浜市は、市独自の制度が定められており、A型グループホーム、B型グループホームの2つのタイプがある。A型は、入居者、入居者の家族、世話人、地域住民等の代表で運営委員会という任意の団体を組織し、グループホームの建物確保や契約、入居者の決定、世話人の雇用など運営全般に責任をもち、財団法人横浜市在宅障害者援護協会が助成、支援を担っている。それに対し、B型は社会福祉法人等が設立、運営を行っており、入居者の決定は福祉事務所が担うという所に特徴がある。

1998年現在、約110ホーム、520名が⁹⁾グループホームで生活しており、その内41ホーム、196名が¹⁰⁾A型グループホームに入居している。グループホーム運営主体の割合はA型37%、B型63%であり、B型ホームの占める割合が高い。本調査では、B型ホームよりも、A型ホームの世話人に調査協力を仰ぐことができたため、A型つまり、運営委員会の占める割合が高くなった。また、制度自体の違いにより横浜市と徳島県の運営主体は、当然ながら違いが見られた。

さらに、バックアップシステムの有無に関

知的障害者グループホームにおける世話人の実態と認識

表2 知的障害者に対するグループホーム世話人の生活支援の実態と認識

調査票の構成と質問項目

大項目	中項目	小項目	質問 番号
プロフィール (属性)	グループホームの 運営状況	運営主体	1
		グループホームの住宅形態	4
	世話人の属性	年齢	7
		性別	8
		勤続年数	9-1
世話人の生活支 援の実態及び、 職務に対する世 話人の認識	世話人の労働状況	運営日数	2
		勤務形態	3
		入居者の人数	5
		入居者の障害程度	6
		世話人の人数	11
		開設当初から勤務する世話人の有無	9-2
	世話人の専門性	資格の有無	10-1
		取得資格	10-2
	世話人の定着性	現職に対する継続意志	12
		転職、退職を考える要因（転職希望者のみ）	13
		転職を考えない要因（転職非希望者のみ）	16
		転職後の希望職種	15
		結婚、出産、育児が転職を促す要因になるか否か	14
		賃金、福利厚生に対する満足度	17

註) 表2に示す調査枠組みは、本稿で報告している調査結果に対応する項目のみを抜粋して掲載したものである。

拙稿「知的障害者福祉におけるグループホームの果たす役割 ―親と世話人の認識を中心に―」, 女子栄養大学大学院 1999 年度修士論文参照のこと。

表3 調査方法、調査票の配布・回収

	横浜市	徳島県
調査方法	①聞き書き調査 横浜市のグループホーム名簿¹⁾を参照にして、電話により直接アポイントメントを取ったケース、及び筆者が以前勤務していたグループホーム運営者のネットワークを駆使し調査協力を仰いだ。調査を内諾してくれた世話人とは、電話にて調査日、調査時間、調査地を取り決めた。約90分の調査時間を予定し、事前に設定した質問項目に沿い、聞き書き調査を実施した。 ②質問紙調査 自計式質問紙法による調査を実施した。調査に内諾してくれたグループホームに対しては、グループホームの代表者、及び世話人本人に対し調査票及び送付先を印字、切手を貼付した返信用封筒をセットし、直接配布、郵送配布の2方法により配布、回収は全て郵送法により実施した。	①聞き書き調査 世話人の管理機能を有する通勤寮職員を窓口とし、電話にて調査日を取り決めた。調査は、筆者が連続1週間の徳島県滞在中にとり行えるよう、通勤寮職員により調整が行われた。滞在中1日、約2名の世話人を対象に約90分間、事前に設定した質問項目に沿い、聞き書き調査を実施した。 ②質問紙調査 自計式質問紙法による調査を実施した。世話人の管理機能を有する通勤寮職員に対し郵送法にて一括配布した。世話人に対しては、通勤寮職員により直接配布、直接回収がなされた。なお最終的な回収は、筆者が徳島県において聞き書き調査を実施時、通勤寮職員より一括回収を行った。
調査票の配布	18ホーム、29名の世話人に配布した。	10ホーム、12名の世話人に配布した。
調査票の回収	17ホーム、21名の世話人より回収を得た。	10ホーム、12名の世話人より回収を得た。

註1)

財団法人横浜市内宅障害者援護協会発行：障害者グループホーム設置・運営マニュアル
1996年版／第2版

知的障害者グループホームにおける世話人の実態と認識

表4 聞き書き調査の対象

地域	調査対象としたホーム	調査対象	運営主体	関連施設
横浜市	グループホームB・S・D・E	グループホーム4ヶ所の 統括責任者N	社会福祉法人	地域作業所 入所更生施設 通所更生施設 発達障害センター等
	グループホームH	専任の世話人K	運営委員会	なし
	グループホームO	専任の世話人K	運営委員会	同一運営委員会運営の グループホーム1ヶ所
	グループホームA	専任の世話人O	運営委員会	同一運営委員会運営の グループホーム1ヶ所
	グループホームH	専任の世話人K	運営委員会	同一運営委員会運営の グループホーム4ヶ所
	グループホームH・F・S・K	4ホームのオブザーバーM ¹⁾	運営委員会	同一運営委員会運営の グループホーム4ヶ所
	グループホームH	専任の世話人K	運営委員会	同一運営委員会運営の グループホーム1ヶ所
徳島県	グループホームA	専任の世話人Y	社会福祉法人	入所更生施設 通勤寮 グループホーム13ホーム (内10ホームを通勤寮 が、3ホームを入所更生 施設がバックアップ)
	グループホームB	専任の世話人S		
	グループホームC	専任の世話人K		
	グループホームD	専任の世話人K ²⁾ (D・Eホームを兼任)		
	グループホームE			
	グループホームF	専任の世話人S		
	グループホームG	専任の世話人T		
	グループホームH	専任の世話人T		
	グループホームI	専任の世話人M		
	グループホームJ	専任の世話人A		
	グループホームA～Jを担当 する代替の世話人	代替 ³⁾ の世話人S		
		代替の世話人N		
		代替の世話人M		

註1) ホーム開設当初は専任の世話人として従事していたが、ホームの規模が拡大されるにつれて4ホームの入居者と世話人の潤滑油役や統括を担っている。

2) 調査時、グループホーム入居者が生活支援事業を適用させ、地域で夫婦のみの生活へ移行していた。ホーム入居者の減員に伴い、D・Eホームは実質1ホームと見なし専任の世話人1名により援助が行われていた。

入居者数	入居者の障害程度 ⁴⁾	世話人数
Bホーム5名 Sホーム4名 Dホーム5名 Eホーム5名	4ホーム入居者計19名の内、 A判定15名、B判定4名	B・S・Dホームは、専任1名・アルバイト 1名・ハウスキーパー1名 Eホームは、専任1名・非常勤1名
4名	A1 2名・B2 1名・B1 1名	専任1名・アルバイト3名
5名	A判定1名・B判定4名	専任2名・非常勤1名
5名	A判定4名・B判定1名	専任2名・非常勤1名
5名	身体障害者1級3名・ 身体障害者2級2名、	専任2名・非常勤2名 学生ボランティア(約60名登録)2～3 名
Hホーム5名 F・S・Kホーム4名	Hホーム 身体障害者1級3名・身体障 害者2級2名、 Fホーム身体障害者1級3名・ 身体障害者2級1名、 SホームA2 2名・B1 2名、 KホームA2 1名・B1 3名	4ホームで計11名の世話人を雇用。 各ホームの世話人配置は、 Fホーム専任2名・非常勤2名、 Hホーム専任3名・非常勤1名、 Sホーム専任1名、Kホーム専任1名・ 非常勤1名となっているが、Sホーム、 Kホームに対しては、他ホームの世話 人がローテーションを組み応援に 入って援助をしている。
6名	A2 5名・B1 1名	専任2名・非常勤1名
7名 食事のみ援助1名*	B1 5名・B2 2名	専任1名・非常勤1名・代替3名
7名	A2 2名、B1 5名	専任1名・代替3名
6名 お弁当のみ援助1名*	B1 5名・B2 1名	専任1名・代替3名
3名	B1 2名・B2 1名	専任1名・代替3名
2名	B1 2名	
5名	B1 5名	専任1名・代替3名
4名 食事のみ援助2名	B1 4名	専任1名・代替3名
7名 食事のみ援助2名	B1 6名・B2 1名	専任1名・代替3名
4名 食事のみ援助2名	B1 4名	専任1名・代替3名
4名	B1 3名 A2 1名	専任1名・代替3名
*徳島県のグループホームでは、単身・結婚をして地域で生活を営む、食生活の自立が難し い知的障害者に対して、世話人が食事やお弁当のみを提供するサービスを実施している。		

3) 徳島県では10ホーム(調査時は実質9ホーム)各々に専任の世話人1名を配置している他、専任の世話人の休暇を穴埋めする代替担当の世話人が、専任同様の賃金・福利厚生のもと、3名常勤で雇用され、10ホームをローテーション勤務している。

4) 知的障害者療育手帳制度においては、Aと判定された者を重度、Bと判定された者をその他として位置づけているが、横浜市、徳島県では更に詳細の基準を設けA1最重度、A2重度、B1中度、B2軽度としている。一方、身体障害者手帳制度においては障害の程度を最も重い1級から7級に区分している。

して聞き書き調査を行ったところ、横浜市の4ヶ所のB型ホームでは、同法人の知的障害者更生施設によりバックアップを受けていたことが明らかになった。

更生施設によるバックアップ内容は、世話人のフォローアップである。孤独になりがちな世話人の相談に乗り、業務のアドバイザー役を担うことや、世話人の質的向上を目指して研修を実施すること、世話人独りでは対応の難しい地域や入居者の就労先との調整、緊急時の対応、世話人の休暇の際はバックアップ施設職員が宿直し援助を行っていた。また、世話人は法人の職員として採用され、同法人が運営する更生施設、地域作業所の職員と同等の賃金、社会保障のもとに雇用されており、数年おきになされる人事異動で、他のセクションへの配置替えも可能である。

一方、横浜市のA型ホームでは、バックアップ施設を有しているホームはなかったが、横浜市在宅障害者援護協会が定期的に研修を設けている他、市内のA型ホームが主になって組織している横浜市グループホーム連絡会により、年数回の旅行やレクリエーション活動、職員間の情報交換、交流を目的に「かいらんばん」という機関誌を発行していた。

発足当初は、新設グループホームが開設されると、グループホーム連絡会に加盟する先輩ホームの世話人が手伝いに行く等、バックアップ施設のない部分を仲間同士の支えあいで補完しようと活動を行っていたようであるが、現在そのような活動はなされていないことが聞き書き調査から明らかになった。

徳島県では、同法人運営による通勤寮職員がバックアップにあたっていた。当通勤寮は、生活支援事業制度の適用を受けているため、生活支援ワーカーを2名配置している。

生活支援事業は、地域において単身等で生活を送る知的障害者に対し、相談や助言等、地域生活に必要な支援を行うことにより、地域社会において生活の安定を図ることを目的

に設けられた制度であり、グループホームのような共同生活に対する支援ではない。¹¹⁾したがって、グループホーム入居者に対する日常的な援助は世話人によって担われていたが、世話人の相談や管理、緊急時の対応、入居者と世話人間の調整や潤滑油役も含めたスーパーバイザーとしての役割を生活支援ワーカーを中心とする通勤寮職員が担っていた。

②運営日数

365日開設していると回答したホームは、横浜市17ホーム中7ホーム、徳島県10ホーム中8ホームであった。

1998年に愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所が行った調査¹²⁾において、「土日の帰省はありますか」という設問を行ったところ、通所施設がバックアップしているホームでは50%、入所施設では5.7%、通勤寮では2.1%、バックアップ施設なしでは20%と、バックアップ施設の違いにより帰省頻度が異なることを明らかにした。

徳島県のグループホームでは、世話人による援助のない日が月1回程度設けられているが、入居者の障害程度が軽いことから、各自自炊や外食をして対応することが可能である。

また、365日開設していないと回答した2ホームの世話人に対する聞き書き調査から、「長期休暇は実家に帰省したい」という入居者の意向により、入居者が一時的にホーム不在となるため365日開設していないと回答していたことが明らかになった。従って、徳島県では入居者側の理由によりグループホームが開設されていない日があるものの、世話人による援助の有無を問わなければ、365日生活を営める体制が確立しているといえる。

一方、週末帰省の実施が多く見られた横浜市のA型ホームは、2つの理由から週末帰省を実施していることが聞き書き調査から明らかになった。

第1に、横浜市のA型ホームでは徳島県の

ようにホームの規模が大きくないため、世話人の休暇を補完する代替世話人を配置する余裕がない。したがって、世話人の休暇を定期的に保障するためには、入居者を毎週末自宅に帰省させざるを得ないという理由である。

第2に、親が運営委員として密接に携わっていることも反映されていると思われるが、親が健康な内は、家族と共に過ごす時間を親、入居者の両者が希望しているという理由であった。

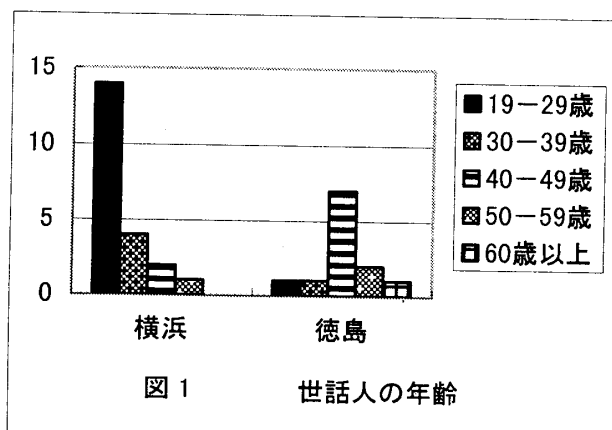
(2) 世話人の属性

①世話人の年齢

横浜市は世話人、21名中14名が20代、次いで4名が30代と若年層が大半を占めていた。それに対し、徳島県は12名中7名が40代、次いで2名が50代と中年層が占めており、両地域において世話人の年齢層に違いが見られた。(図1参照)

1990年、グループホーム事業のあり方に関する調査研究委員会¹³⁾が対象とした、国の制度を適用している全国433ヶ所のグループホームの調査結果では、世話人の平均年齢は、49.7歳、最高年齢は77歳、30歳未満の世話人は、全体の4.1%であったと報告している。

本調査の結果では、徳島県の世話人は全国調査の結果と類似しているが、横浜市の世話人は、全国平均よりも若年層の占める割合が高い傾向が示唆された。



②資格の有無

横浜市の世話人21名中12名が福祉分野の資格を取得していたのに対し、徳島県の世話人で有資格者は1名も存在しなかった。横浜市の世話人が取得している資格の内、最も多かった資格は社会福祉主事の任用資格9名、次いで保育士2名であった。その他、訪問介護員(ホームヘルパー)や作業療法士等の資格を有していた。

資格の有無は、年齢層と関連があり若年層に有資格者が多かった。これは、当然ながら社会全体における、高学歴化の傾向が反映されているものと考えられる。

③グループホームの世話人となった動機

世話人となった動機に関して、横浜市、徳島県の両地域の世話人を対象に聞き書き調査を実施し、表5にその代表的な結果を示した。

その結果、徳島県では世話人の多くが求職活動をしていたところ、知人に紹介され世話人となったと回答し、特に障害者福祉やグループホームに携わりたいという意向を持たない、その地域に居住する主婦達であった。

一方、横浜市の世話人は、何らかの形で福祉を学んでおり、福祉従事者になることを目指し求職活動を行っていた者、既存の入所施設における集団性、管理的な援助を懸念してグループホームの世話人を志願していたことが明らかになった。

(3) 世話人の労働状況

①勤務形態

徳島県においては、世話人全員が通勤、横浜市においては21名中16名が通勤、4名が住み込み勤務を行っていた。

両地域において、通勤による勤務が主要な形態となっているが、勤務方法に大きな違いがあることが聞き書き調査から明らかになった。

徳島県では5時30分から8時まで、15時

知的障害者グループホームにおける世話人の実態と認識

表5 世話人となった動機

地域	調査対象	世話人となった動機
横浜市	世話人K	学生の頃、入所施設で実習を行い、病院や学校のように管理された環境が、入居者のQOLを配慮した生活の場なのであろうかという疑問を感じた。また、そこでなされている生活援助が非常に形骸化しており、自分はこのような施設で勤務するのを避けたいと考えるようになり、グループホームの世話人を志願した。
	世話人A	ホームヘルパーをしている際に、小規模なスペースで共同生活をしているグループホームについて知り、大変興味を覚えた。職業安定所等で、このような職種の求人を探していた所、当ホームから求人が出ていたので、応募した。
	世話人O	高等職業技術校の介護ヘルパーコースに在学中、当ホームから求人が出ていたので応募した。当初は障害者福祉か高齢者福祉のどちらかの職に就ければと漠然と考えていたため、特に障害者グループホームで働きたいという意向は持っていなかったが、学生時代に受講した障害者福祉論の中でグループホームの実践について話を聞き、アットホームな印象を受け興味を抱いていた。
	世話人K	学生の頃より、社会福祉法人、県立の入所施設で実習やボランティア活動を行ってきたが、利用者定員が多い入所施設では、各利用者のニーズに沿ったきめ細かい援助を提供する事が困難であると感じ、自分には不向きであると考えていた。小規模で利用者一人一人の意見を尊重した援助がしたいと思い、グループホームでボランティアをし始めた。その際に、ボランティア先のグループホーム運営者より、「当ホームに就職しないか」と声を掛けられ、世話人として従事することになった。
徳島県	世話人S	親が他界し時間に余裕ができたので仕事を探していたところ、役場に勤務する知人から当ホームを紹介された。日中の勤務だと思い面接に出かけたが、早朝勤務である事を知り世話人になる事を悩んだ。家族会議をした結果、夫が賛成してくれたこともあり、世話人になる事を決意した。
	世話人K	通勤寮の近くで美容院を営んでいる知人から紹介された。障害者と接した経験がなく不安であったが、朝夕短時間の勤務であったので働く事を決意した。
	世話人M	自分自身、知的障害のある子どもと在宅で生活をしている。朝と夕方、通所更生施設に子どもを送迎しなくてはならないため昼間の仕事はできない状態であった。当ホームで世話人をしている友人から新規グループホーム開設のため世話人を募集している事を聞き、早朝と夕方だけの勤務なので子どもの送迎にも支障がないと思い、勤務する事を決意した。
	世話人S	知人が通勤寮の調理員をしており、その方から「知的障害者グループホームの世話人をやらないか」という紹介を受けたが、障害者と接した経験がなく不安であった。また同じ町内に居住しているにもかかわらず通勤寮はおろか、彼らの存在さえも気づかなかった。「ピリオドのない青春」という当ホームの入居者が地域でイキイキと生活を営む様子が映し出されているビデオを見て、仕事内容を把握し、世話人になることを決意した。

30分から20時までの1日計7時間の分散勤務であるのに対し、横浜市は16時前後から翌朝10時前後までの宿直勤務であった。徳島県のバックアップ施設の寮長に対し、グループホーム開設当初から分散勤務による援助を提供してきたのか否かを尋ねると、「世話人がグループホームに宿直すると入居者は真の意味でリラックスして生活を営むことが難しいこと、また入居者は全員身辺的に自立しており、分散勤務でも必要な援助は提供できるという理由から、開設当初より分散勤務による援助体制である」という回答であった。

それに対し、横浜市では宿直体制で勤務する世話人が多数を占めた。この背景には、横浜市の入居者の障害程度が徳島県よりも、重度であるということが挙げられる。徳島県では、重度と判定されている者が49名中わずか3名であり、最重度障害者は存在しない。それに対し、横浜市では、最重度、重度障害者が約2/3を占めている。また、入居者の障害種別を問わないという横浜市独自の制度により、知的障害者のみならず、身体障害者等もその対象となる。従って、日常生活において、常に介助を要する入居者が存在するホームにおいては世話人が宿直しない状態では、入居者の生活が成り立たないという理由も挙げられるであろう。

②入居者の障害程度

横浜市のグループホーム入居者83名の内、最重度が15名、重度が35名、身体障害者1級が3名、身体障害者2級が2名と重度の障害者が全体の約66%を占めている。

それに対し、徳島県では最重度障害者はおらず、重度障害者も3名と少ない。入居者の内41名が中度障害者で占められていた。(表6参照)

また、徳島県のバックアップ施設に対する聞き書き調査から、グループホーム入居者で身辺的な介助(移動、着脱、排泄等)を要

する者は1名も存在しなかった。

表6 入居者の障害程度

	横浜	徳島
A1	15	0
A2	35	3
B1	17	41
B2	11	5
身障1級	3	0
身障2級	2	0
総計(名)	83	49

③世話人の人数

グループホームに勤務する世話人(専任・非常勤・アルバイト等を含む)の人数に関して質問紙調査を実施したところ、4名以上存在すると回答したホームが横浜市では17ホーム中9ホーム、徳島県では全ホームであった。

聞き書き調査を行った結果、徳島県では10ホーム各々に専任の世話人を1名配置している他(調査時、グループホーム入居者が生活支援事業を適用させ、地域で夫婦のみの生活へ移行していた。ホーム入居者の減員に伴ない、2つのホームは実質1ホームと見なし専任の世話人1名により援助が行われていた)、専任の世話人の休暇を穴埋めする代替世話人が常勤で3名雇用され、全ホームをローテーション勤務していた。

また、家庭の都合で早朝勤務ができないという専任の世話人の事情から、非常勤職員を配置しているホームが1ホームのみ見られた。それに対し、横浜市では世話人の休暇を穴埋めする代替職員を配置していると回答したホームは見られなかったが、世話人の幅広い職務内容を軽減するために、夕食作りや掃除を担当するパート等、ハウスキーパーを雇用していたり、専任の世話人をサポートする非常勤職員やアルバイトを雇用し宿直勤務のローテーションを組んでいることが特徴であった。

両地域を比較すると、徳島県の世話人の業務は食事の提供を中心とした家事援助に主眼が置かれているのに対して、バックアップ施設がない横浜市のA型グループホームに勤務する世話人は、家事援助に加え、身辺的介助、入居者の就労機関や行政機関との連絡調整、運営上必要とする書類の作成等、職務内容が幅広い上に、グループホームを運営していく上での責任が重く課せられていた。特に、専任の世話人に至っては職務上の問題や悩みを気軽に相談できる者が存在しない等の傾向も見られた。

(4) 世話人の定着性

①勤続年数

両地域において勤続年数が3年未満であると回答した世話人が半数以上を占めていた。徳島県において10年以上勤務する世話人が存在しないのは、国のグループホーム制度が1989年に制定されたためである。一方、横浜市では1985年に試行事業としてグループホーム制度を施行したため、10年以上勤務する世話人が存在している。(図2参照)

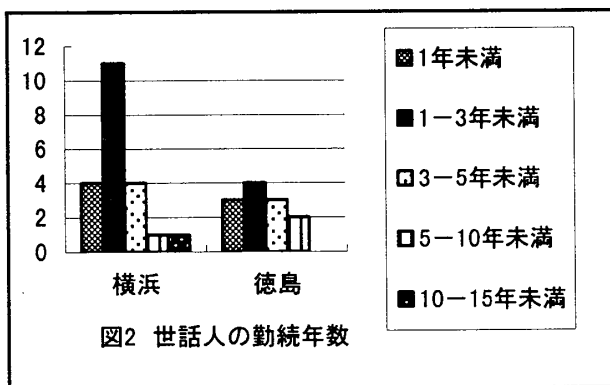


図2 世話人の勤続年数

②現職に対する継続意思

グループホームの世話人を定年まで継続すると回答した世話人は、横浜市21名中5名、徳島県12名中7名であり、徳島県の世話人の方が現職を継続したいと考えている者が多く見られた。

③転職を考える要因、考えない要因

横浜市の世話人16名が転職を考えていた。その理由として、第1にオーバーワーク(4名)、第2に休暇が取りにくいこと(3名)、第3に低所得、不規則勤務(各2名)を挙げている。それに対し、徳島県の世話人5名は、職場における人間関係の不和、体力の低下を同数(各2名)理由に挙げている。

また、転職をする予定はないと回答した横浜市の世話人5名のうち4名が、職務内容が楽しく自分の適正に合っていると回答している。それに対し、徳島県では7名のうち4名が家族の理解がある、3名が職務内容が楽しく自分の適正に合っていると回答している。

徳島県の世話人よりも横浜市の世話人の方が転職を考える割合が高い背景には、世話人の年齢層が密接に関連している事が聞き書き調査から明らかになった。横浜市は若年層の世話人が多く、これから結婚、出産、育児を経験したいと考える者が多数存在した。

A型ホームに勤務する世話人Kは、「2年後位に、結婚を考えているため退職するつもりである。結婚し、妊娠、出産をした場合に育児休業制度等を使用したとしても限界がある。宿直という職業柄、子育てを常にサポートしてくれる人材がいない限り仕事を継続する事は不可能だと感じる。また、育児休業制度を使用した場合に、運営主体は代替世話人の確保、及び休業中の給付金を支払う運営費が捻出できないのではないかと思います」と述べ、運営委員会という小さく不安定な組織ゆえに労働者の権利である育児休業制度さえも活用できないと判断を下している状況が伺えた。

さらに、A型ホームに勤務する世話人Kは「給与が安く、独身の間は何とかやりくりが可能だが、結婚したら家族を養えないと考えるので結婚を契機に転職せざるを得ないと考えている。また、入居者がホームにいる間は、援助に追われ事務的な仕事が進まず、勤務時間外にやらざるを得ない状況である。1

回の宿直勤務で36時間労働の日もあり、連日オーバーワークの状況であるため、仕事は楽しいが結婚後も世話人の仕事を継続する事は家庭生活に支障をきたすのではないだろうかという不安がある」と述べている。

このように、労働環境が整備されていないという事が起因して仕事は楽しいが辞めるしかないと考えるケースや、ライフスタイルの変化により不安定な状況を脱したいと願う世話人の状況が定着性を低める要因である可能性が示唆された。

それに対し、徳島県の世話人12名中8名は副次的収入を得るために働いていることが聞き書き調査から明らかになった。世話人の大半が家庭を有しており経済的に緊迫した状態ではないようである。また、質問紙調査や聞き書き調査の結果から経済的な不安を著しく示す者は見られなかったが、早朝勤務のため、世話人KとNらは「朝食の準備を簡便化し、家族に協力を仰いで何とかやりくりしている」、世話人Sは「世話人の仕事を始めてから、子どもが学校を遅刻する頻度が増えたので気がかりだ」と述べる等、家族を心配する声が多く寄せられた。

一方で、世話人Tは「70歳近い年齢で、常勤雇用をしてくれる職場はないので、健康な限り世話人の仕事を継続したい」、世話人Aは「以前の仕事に比べ給与、福利厚生がよく、仕事が楽なので転職は考えていない」と回答している。

さらに、転職を考えている世話人に対して、「転職後どのような職業に就く予定であるか」質問紙調査を行ったところ、横浜市の世話人16名の内7名が転職後も障害者福祉に携わりたいと考えているのに対し、徳島県で転職を考えている世話人5名の内、福祉関連の職業に従事したいと考えている者は1名も存在しなかった。

世話人の仕事に対する思いは、両地域において違いが見られた。その背景には世話人の

年齢や専門性が密接に関連している事が示唆された。

④賃金、福利厚生に対する満足度

両地域の世話人の約62～67%が現在の賃金や福利厚生に対して満足していないと回答している。

聞き書き調査から徳島県の世話人は月給約13万円、賞与は年間月給の約1.5ヶ月分が支給され、月8日の休暇が確実に保障されていた。

それに対し、横浜市の世話人は運営主体により月給、賞与、福利厚生等に違いが見られ、A型ホームに勤務する世話人よりも、B型ホームに勤務する世話人の方が好条件のもと雇用されている傾向が示された。横浜市のA型ホームに勤務する世話人Kは「社会福祉法人の職員と比較すると賃金が低く、賞与も年間2ヶ月近い差異がある。また、昇給に関しても年間5千円給与が上がる程度で、経験を積んでも昇格はない。休暇等も宿直という職業柄、中途半端になってしまい、丸一日休むことができるのは週1回程度である。また専任の世話人が自分しかいないため、休暇の際も非常勤職員と電話連絡を取らなくてはならず、見えない労働（拘束時間）も多い」と述べている。

さらに横浜市の世話人Oは、「現在の賃金に対しては納得のいく金額ではないが、苦しい助成金の中で運営している事を理解しているので無理は言えないと考えている。勤務時間は定められているものの入居者のハプニングにより大幅に変わってしまうことがあるが、残業手当の保障はなされていない。また、当ホームのように365日開設しているホームでは有給や休日を取りにくい。他の福祉職に携わる友人と比較をすると年収約100万円の差異があり、A型グループホームに勤務する世話人の労働環境は整備されていないと思う」と述べている。

一方、徳島県の世話人 S は、「1 日立ちっぱなしの仕事なので疲労が激しい。職務内容から考えても給与、賞与は安いと思うが、休暇は月 8 日保障されているので満足している」、世話人 S は「以前していた仕事は休みもなく大変だったので、それに比べれば非常に満足している。また、年齢にしてはよい待遇だと感じている」と述べている。

両地域共に低賃金であり給与や福利厚生充実を望んでいるものの、徳島県は代替世話人を 3 名配置し、ローテーション勤務を行うことで休暇の保障は確実になされていた。

Ⅳおわりに

本稿は、知的障害者に対する地域生活支援の一形態として着目されているグループホームの世話人に焦点を当て、彼らの労働状況や生活支援の実態、職務に対する認識を明らかにする事を目的とし論述してきた。特に本調査の結果から以下の事が確認された。

①社会福祉法人により運営されているホームと運営委員会により運営されているホームを比較すると、利用できる社会資源に違いが見られた。

法人型グループホームでは、同法人運営による入所施設や通勤寮職員が緊急時の対応や世話人の相談、助言役等のバックアップを行っていた。一方、バックアップ施設を有していない運営委員会型のホームに勤務する世話人は入居者のハプニングや緊急時の対応も自分達だけで担わなければならない、オーバーワークに悩まされていた。さらに世話人に課せられている責任が重く、仕事上の悩みを相談できる人がいないといった傾向が見られた。

②徳島県において、単身で生活あるいは結婚をして夫婦で生活する等の地域生活を可能にしている背景には、バックアップ施設である通勤寮が生活支援事業の適用を受けていることが挙げられる。そのため、グ

ループホームや通勤寮を退去し地域での生活に移行しても、継続して援助を受ける事が可能である。

また、入居者の多くが通勤寮時代、共に生活した仲間が単身生活や結婚し幸せな家庭をもつ姿を目の当たりにしており、自分の将来を展望できる機会が多く提供されている。

一方、調査対象とした横浜市のホームにおいては、グループホームから地域生活へ移行した入居者は過去に 1 名しか見られなかった。入居者や親は徳島県に比べ、地域で単身や結婚をして暮らす障害者との接触をもつ機会が少なく、将来の多様な生活パターンを展望するきっかけが得られにくいという状況がある。

③横浜市の世話人の多くが、何らかの形で福祉を学んでおり福祉従事者になることを目指して求職活動を行っていたのに対し、徳島県の世話人の多くは求職活動中に、知人に紹介され世話人となる事を決意しており、両地域では世話人となった動機に違いが見られた。

④世話人の主要な業務は家事援助を中心とした、入居者の生活全般をコーディネートする事である。バックアップ施設を有していない横浜市の運営委員会型ホームに勤務する世話人は、日常の生活援助（食生活・健康管理・精神面のフォロー等）に加え、福祉制度についての知識や介護技術、各機関との連絡調整等専門性を要求されていた。

それに対し、社会福祉法人が運営するホームではバックアップ施設である通所更生施設、通勤寮が専門性豊かな職員で構成されているため、世話人が専門性を有していなくても入居者の生活に関わる幅広いサポートを可能としていた。

⑤徳島県は知的障害者と接した経験のない、その地域に居住する主婦を積極的に雇用了結果、世話人の仕事を通じて障害者に

対する理解を深め、共生社会の1歩を踏み出すことに繋がっている。当ホームの実践は、地域に根ざした字義どおりのノーマライゼーションの実現に貢献している。

- ⑥入居者の障害程度、身辺的自立の程度により、世話人の勤務形態、職務内容に違いを生み出していた。
- ⑦グループホームの規模が大きくなるにつれて、代替世話人・オブザーバーの配置や世話人を姉妹関係にあたる他ホームに応援に行かせるなど、世話人配置の工夫や応用が可能であった。

グループホームを中心とした地域生活支援は、施設福祉に焦点が置かれた時代には知的障害者に保障されなかった一般の人々(健常者)同様のライフスタイルを可能にし、社会の構成員として主体的な生活を踏み出す出発点であり、福祉関係者の期待は年々高まりつつある。

しかし、グループホームは他の知的障害者援護施設に比べ助成金が乏しく、世話人の増加や労働条件の改善が促進されにくいといった問題が潜在化しており、特にバックアップ施設を有していないホームでは深刻な問題となっている。

本調査からも明らかなように、グループホームに勤務したいという意向を持ちながらも、ライフスタイルの変化により勤続を断念せざるを得ないと考える世話人の労働環境を改善し、定期的な休暇の保障、世話人を増員させオーバーワークを解消、社会福祉法人の多くが基準としている国家公務員並みの給与・福利厚生等の保障が図られたとすれば、世話人の定着性が高くなる可能性もあると思われる。

さらに、入居者と世話人との間に信頼関係を確立させ、真に必要とする援助を互いに確認し合いながら、質の高い生活を営むためにも世話人の定着性を向上させることは、地域福祉社会を創造していく上で重要なファク

ターとなるものであろう。

また、徳島県の取り組みに見られるように、専門性豊かな職員によるバックアップ体制が整っているホームでは、知的障害者と接した経験や専門性を問わず世話人を雇用し、仕事を通じて知的障害者に対する理解を深める機会を提供していく事もノーマライゼーションの実現に向けた取り組みの1つと言えるであろう。

註

- 1) 入所施設は児童福祉法に規定されている知的障害児施設と、知的障害者福祉法に規定されている知的障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設に大別される。

入所更生施設は、18歳以上の知的障害者を入所させ、保護するとともに、更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的としている。それに対し入所授産施設は18歳以上の知的障害者で雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な生活訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設である。

両施設共に施設の敷地面積、設備及び職員の配置基準、定員等が知的障害者福祉法において詳細に規定されている。

- 2) Bengt Nirje は、1969年にノーマライゼーションとは、「すべての精神遅滞者の日常生活の様式や条件を社会の普通の環境や生活方法にできるだけ近づけるようにすることを意味する」と定義した。

つまり、障害の有無に関わらず人間が平等に権利と義務を担って生きるという対等の生活原理である。

- 3) 中澤健編著：グループホームからの出発、中央法規、P195(1997)

- 4) Sheryl A. Larson and K. Charlie Lakin.: Direct-Care Staff Stability in a National Sample of Small Group Homes. Mental Retardation vol.30, No.1, pp13-22

(1992)

本稿はアメリカにおいて、101ヶ所のグループホームに勤務する直接援助職員（世話人）を対象に、定着性に関する調査を行ったものである。本サンプルにおいて、職員の平均年齢は 32.9 歳、ホームでの勤続年数が平均 4.8 年、回答者の 73.7%を女性が占めており、職員の年間転職率は 57%、平均 5.4 年援助者としての勤務を考えていることが明らかになった。グループホーム職員の転職率を高めている理由には、形骸化したルールの増加、職員不足、仕事に対するストレスの増加が挙げられ、職員の平均収入は、ホームが設立されている都市における平均収入（1987 年度 \$11908）の 78%であった。

本サンプルにおいて、定着性の高い者の特徴は既婚者、低学歴、高齢、スタッフが援助する入居者の数が少なく、専門的なチームメンバーとして活動していく気持ちがなない者であった。

- 5) 愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所社会福祉学部編・発行：町の中で暮らすグループホーム・生活寮 1998 年全国調査中間報告書（1998）
- 6) 知的障害者生活支援事業は地域社会の中で独り暮らし、夫婦で生活等、個人生活を営む知的障害者への生活援助サービスを公的に整備する趣旨で 1991 年に制度化された。本事業は、通勤寮等に設置される生活支援センターを拠点として生活支援ワーカーが援助を行うものである。

2000 年 4 月に事業の適用範囲が拡大され、通勤寮、更生施設、授産施設、障害者能力開発施設に加え、その他事業が適切に実施されると認められる施設（通所施設等）にも配置する事が可能となり、地域生活支援の拠点が広がった。

さらに、これまでの対象者は「原則として就労しており、アパート・マンション

で自活している者」と規定されていたが、現在では「福祉ホームとグループホーム利用者」まで対象者が拡大された。

- 7) 徳島県障害福祉課施設係資料：知的障害者グループホームについてを参照。
- 8) グループホームは国の制度である知的障害者地域生活援助事業の他、地方自治体により独自の制度（県単事業）が設けられており、その呼称も「グループホーム」「通勤寮」「生活ホーム」等様々である。

さらに、県単事業の影響により、グループホームを先進的に推進している地域と、緩やかに進展している地域の間では、その数や助成金の金額、運営主体の違い等、地域格差が生じているのが現状である。

- 9) 財団法人横浜市在宅障害者援護協会編：仲間とつくる街の中の福祉，ぶどう社（1999）
- 10) 財団法人横浜市在宅障害者援護協会発行：ざいえんきょうインデックス，（1999）
- 11) 1991 年に制度化された知的障害者生活支援事業は、就労し、アパート、マンション等で自活している知的障害者への支援が原則であったが、2000 年 4 月より本制度の適用範囲を広げ、グループホームや福祉ホームを利用している者も支援の対象となった。
- 12) 前掲 愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所社会福祉学部編・発行：町の中で暮らす ―グループホーム・生活寮―1998 年全国調査中間報告書―
- 13) グループホームの在り方に関する調査研究委員会編：平成 6 年度厚生行政科学研究事業 グループホームを障害者福祉の主流に～地域生活援助事業(グループホーム)実態調査報告書～(1994)